

岩手県監査委員告示第 23 号

監査結果の公表（平成 19 年岩手県監査委員告示第 19 号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 19 年 10 月 5 日

岩手県監査委員 中 平 均  
岩手県監査委員 工 藤 勝 子  
岩手県監査委員 菊 池 武 利  
岩手県監査委員 谷 地 信 子

監査対象機関名

保健福祉部保健福祉企画室

1 監査実施日

平成 19 年 4 月 19 日

2 監査結果の公表の日

平成 19 年 8 月 3 日

3 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
岩手医科大学総合移転整備計画第一次事業新築工事に係る補助事業の執行に当たり、補助対象外の経費を含めて算定したため、5,005,953 円補助金が多く交付されていたこと、補助対象事業の内容に変更があったにもかかわらず補助事業変更等承認手続がなされていなかったこと等不適正な事務処理があったので、適正な事務の執行に務められたい。	(1) 補助対象経費及び補助率等について、岩手医科大学と確認書を締結し、補助金交付契約第 4 に規定する補助事業変更承認の上、過払いとなった補助金 5,005,953 円を返納させた。 (2) 出納局から、各部局室課等経理担当者あて「会計事務の適正化について（平成 19 年 6 月 4 日付け事務連絡）」により注意喚起したほか、「保健福祉部ヒヤリハット事例集」に掲載し、保健福祉部全体に周知することにより、再発防止に努めることとした。